

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条の二の規定に基づき、超高層建築物の構造計算の基準を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

超高層建築物の構造計算の基準を定める件

第一 建築物の各部分の固定荷重及び積載荷重その他の建築物に常時作用する荷重及び外力（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が規則で指定する多雪区域における積雪荷重を含む。）により建築物の構造耐力上主要な部分に損傷が生じないことを確かめること。

第二 建築物に作用する積雪荷重に関して以下に規定する構造計算を行うこと。

一 建築物に作用する積雪荷重は、令第八十六条の規定を準用する。ただし、特別な調査又は研究により敷地における年超過確率が二パーセントである値（「五十年再現期待値」という。）を求めた場合には、当該値とすることができる。

二 前号に規定する積雪荷重により、建築物の構造耐力上主要な部分に損傷を生じないことを確かめること。

三 第一号に規定する積雪荷重の一・四倍に相当する積雪荷重に対して建築物が倒壊、崩壊等しないことを確かめること。

四 前二号の構造計算をするに当たり、融雪装置その他積雪荷重を軽減するための措置を講じた場合には、その効果を考慮して積雪荷重を低減することができるものとする。

第三 建築物に作用する風圧力に関して以下に規定する構造計算を行うこと。

一 地上十メートルにおける平均風速が令第八十七条に規定する値以上である暴風に対して、建築物の構造耐力上主要な部分（地震時の建築物の運動エネルギーを吸収するために設けられた部材であつて、疲労、履歴及び減衰に関する特性が明らかであり第三第二号、第四第三号にそれぞれ規定する暴風及び地震に対する安全性が損なわれないことが確かめられた部材（以下「制振部材」という。）を除く。）に損傷を生じないことを確かめること。

二 地上十メートルにおける平均風速が第一号に規定する風速の一・二五倍に相当する暴風に対して建築

物が倒壊、崩壊等しないことを確かめること。

三 前各号の計算を行うに当たり、風の変動、建築物の風向と直交方向の振動を適切に考慮すること。

第四 建築物に作用する地震力に関して以下に規定する構造計算を行うこと。

一 建築物に作用する地震は、次に定めるところによること。ただし、敷地の周辺における断層、震源からの距離その他地震に対する影響及び建築物への効果を適切に考慮して定める場合は、この限りでない。

イ 解放工学的基盤における加速度応答スペクトルを次の表に定める数値以上とし、地盤増幅を適切に考慮したものであること。

ロ 継続時間（地震の開始から終了までの時間をいう。以下同じ。）が六十秒以上であること

ハ 〇・〇二秒以下の間隔で加速度の変動が明らかにされていること

周期	加速度応答スペクトル（単位メートル毎秒毎秒）
$T < 0.16$	$(0.64 + 6T) Z$

0.16	$T > 0.64$	1.6Z
0.64	T	(1.024/T)Z

この表において、T及びZは、それぞれ周期（単位 秒）及び令第八十八条第一項に規定するZを表す。

二 前号に規定する稀に発生する地震によつて建築物が損傷しないことを、運動方程式に基づき確かめること。ただし、制振部材にあつては、この限りでない。

三 第一号に規定する地震の五倍に相当する地震によつて建築物が倒壊、崩壊等しないことを、運動方程式に基づき確かめること。

四 前号の構造計算を行なうにあつては、建築物の規模及び形態に応じて、前号の地震の三十パーセント以上に相当する上下動、当該地震に直交する方向の水平動及び位相差による地震等を採用するとともに、鉛直方向の荷重に対する水平方向の変形の影響等を考慮すること。

第五 構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によつて建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめること。

第六 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。